東日本大震災により生じた廃棄物の処理の特例に関する法律案要綱

第一 趣旨

こ の 法 律 は、 東 日本大震災による被害を受けた市 一町村に おける災 八害廃立 棄物 \mathcal{O} 処 理 一の実 施 体制 等 に 鑑

玉 が 被害を受けた市 町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定めるものとすること。

(第一条関係

第二 定義

0) 法 律 に お *(*) . て 災 (害廃) 棄物」 とは、 東 日 本大震災 (平成二十三年三月十一日に発生した東北 地 方太

平洋 沖地震及びこれに伴う原子力発電 所の事故による災害をいう。) により生じた廃棄 物 (廃 棄 物 \mathcal{O} 処 理

及び 清 掃 に関する法律第二条第一 項に規定する廃棄物をいう。) をいうものとするとすること。

(第二条関係)

第三 災害廃棄物の処理に関する特例

環境大臣 は、 東日· 本大震災に対処するための特別 の財政援助 及び助成に関する法律第二条第二 一項に規

定する特定被災 地方公共団体で ある市 町村長、 から要請 が あり、 か つ、 当該市 町村における災害廃 棄物 \mathcal{O}

処 理 の実施体制等を勘案して必要があると認めるときは、 その事務の遂行に支障のない範囲内で、 当該

市 町村に代 わ って自ら当該市 町村 の災害廃棄物 \mathcal{O} 収集、 運搬 及び 処分 (再生を含む。 以下同じ。 を行

うことができるものとすること。

(第三条第一項関係)

の規定に より災害廃 棄物 0 収 集、 運搬又は処分を行った環境大臣については、 廃棄物処理法第十九

条の四第一項の規定は、適用しないものとすること。

(第三条第二項関係

第四 費用の負担等

環境 大 臣 が 行う災害 廃 棄物 0) 収 集、 運 搬 及び処分に 要する費用 は、 国の負担とすること。この場合に

お いて、 市 町村は、 当該費用 の額から、 自ら災害廃棄物 \mathcal{O} 収 集、 運搬 及び処分を行うこととした場合に

玉 国が当該 市 町村に交付 すべ き補 助金 \mathcal{O} 額に相当する額を控除 した額を負担するものとすること。

(第四条第一項関係)

国は、 特定被災地方公共団体である市 町村 が災害廃棄物の 収集、 運搬 及び処分を行うために 要する費

用 で当該 市 町 村 \mathcal{O} 負担 に属するもの 後段 の規定により負担する費用を含む。)に つい て、 必要な財

政上の措置を講ずるよう努めるものとすること。

(第四条第二項関係)

第五 事務の委任

環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第三に規定する事務を地方環境事務所長に委任すること

ができるものとすること。

(第五条関係)

第六 政令への委任

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、 政令で定めるものとすること。

(第六条関係)

第七

附則

この法律は、公布の日から施行するものとすること。